HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	産業組合法の制定経過について（序）
Author(s)	中原, 准一; NAKAHARA, Jun'ichi
Citation	北海道大学農經論叢, 28, 94-110
Issue Date	1972-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10881
Type	departmental bulletin paper
File Information	28_p94-110.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

産業組合法の制定経過について（序）

中　原　准　一

目　次

Ⅰ　課題……94
Ⅱ　産業組合法の制定経過……96
　1）明治24年上呈の信用組合法案……97
　2）民間からの信用組合法発布の請願……101
　3）明治30年（第1次）産業組合法案……101
　4）衆議院議員中埜広太郎等による信用組合設置に関する建議案……106
　5）産業組合法の制定……106
Ⅲ　小括　――今後の課題――……110

Ⅰ　課　題

今日の農業協同組合の前身とみなされている，戦前の産業組合にかんして，一般的には官僚主導[1)]のもとで形成されたもの，と理解されている。

いわば，労働者や小農民の自主的協同にもとづいて，かかる協同組合が組織されたものではないという意味で，また，日本のような後発資本主義国において農村で大きな地位を占めた，という意味で産業組合にかんしての諸問題が論ぜられてきたといってよい。

本稿においても産業組合をめぐる諸問題の，とくにその基本的性格にかかわる規定は，前述の理解に従うものである。そこで，ここでの課題は，産業組合法の制定経過にかんして，当時の帝国議会の貴族院・衆議院両院での議論をあとづけることに，おいている。

1)　日本の産業組合の性格にかんして――われわれが共通の理解の一つに，近藤康男氏はその著書において，「例えばわが国の協同組合のごときは最初から官僚指導を受けて発達し，本来の意味におけるデモクラシーなしの協同組合として成長した。」（『新版協同組合の理論』p95）と。

この産業組合法の制定経過をあとづける課題が，内包しているところの問題は，つぎの三点にとりあえずまとめられよう。

第一に，産業組合設立の政策主体たる政府の帝国議会両院における，信用組合法案のまた，産業組合法案の提出理由，その立法趣旨を整理する。とくに明治24年の信用組合法案の議会上呈が内務省によってなされているが，これは，不成立に終わり，明治30年に至って，（第１次）産業組合法案として，農商務省の手に移されていることのもつ意義を解明することが一つとしてある。

第二に，政策主体の立法作業と関連して帝国議会両院における議員発言，および，論争等を整理する。かかる議会での議論の動向と併せて，信用組合法案から産業組合法案に至る過程での法案の内容の比較検討を加える。

第三に，帝国議会で，信用組合法案，産業組合法案として論議の俎上にあった，明治20年代半ばから30年代にかけては，日本資本主義の背骨たる再生産軌道が形成された時期[2]に照応しよう。したがって，帝国議会両院で行なわれた論議を位置づける上でも，当時の日本資本主義の客観的運動の態様，就中，その農業問題を把握する必要があろう。

以上，産業組合法案を中心とする審議経過を明らかにする課題が内包する問題点が出された。とくに，本稿においては，資料の関係から，主として，帝国議会両院の本会議[3]における審議経過の整理に制約されている。

それ故，大まかに分けた三つの問題のうち，前二者を中心にして，若干の検討を試みる。いわば，産業組合法案の制定経過を明らかにする課題の「序」の位置にあることは，言を待たない。

尚，従来のわれわれが共通のものにしてきたところの，「官僚主導」による協同組合の組織という理解にかんして，本稿において，帝国議会を中心とする制定経過をあとづけることによって，その内実を確認し，爾後に引きつぐべき課題を見出し得たら幸いである。

---

2) 日本資本主義の成立にかんして —— 従来の諸業績に触れつつ，暉峻衆三氏は「明治二〇一三〇年代，より厳密には日清—日露戦争期はいくたのおくれた構造的特徴をもちながらも，紡織工業を基軸に日本で産業資本が一応確立し，それを基礎にして資本主義体制が確立したといっていい時期である。」（『日本農業問題の展開　上』p. 73）と。

3) 帝国議会両院における産業組合法案の審議経過にかんしては，本稿では，『大日本帝国議会誌』（大日本帝国議会誌刊行会編）の第一巻，第三巻，第四巻，第五巻に拠っている。

II　産業組合法の制定経過

周知のごとく，明治33年２月22日，貴族院で，産業組合法は成立をみた。産業組合法として制定に至るまで，明治24年の信用組合法案が帝国議会に上呈されて以来，約10年を経過している。以下，帝国議会両院における法案の審議経過を『大日本帝国議会誌』に拠ってみると，下表のようにまとめられる。

帝国議会両院における審議経過

〔第２帝国議会，明治24年11月26日開院〕

○貴族院　（明治24年12月１日）

信用組合法案第１読会

信用組合法案特別委員の選挙

但し，松方正義内閣

（法案上呈）　内務大臣　品川弥二郎

農商務大臣　陸奥　宗光

法制局部長　平田　東助

〔第９帝国議会　明治28年12月28日開院〕

○貴族院　（明治29年１月28日）

信用組合法発布の請願

新潟県中蒲原郡五泉町平民水野禎三呈出

（明治29年２月25日）

信用組合法制定の請願

静岡県富士郡大宮町平民高瀬牧太郎外21名呈出

但し，伊藤博文内閣

農商務大臣　榎本　武揚

内務大臣　野村　　靖

〔第10帝国議会　明治29年12月26日開院〕

○貴族院　（明治30年２月18日）

産業組合法案第１読会

但し，第２次松方正義内閣

（法案呈出）　農商務大臣　榎本　武揚

内務大臣　樺山　資紀

〔第13帝国議会　明治31年12月３日開院〕

○衆議院　（明治32年２月18日）

信用組合設置に関する建議案

中埜広太郎外４名呈出

（明治32年２月24日）

中埜外４名による信用組合設置に関する建議案特別委員会の報告

但し，山県有朋内閣

農商務大臣　曽禰　荒助

内務大臣　西郷　従道

法制局長官　平田　東助

〔第14帝国議会　明治32年11月22日開院〕

○衆議院　（明治33年２月９日）

産業組合法案第１読会

（明治33年２月15日）

産業組合法案第１読会の続

但し，山県有朋内閣

（法案呈出）　農商務大臣　曽禰　荒助

内務大臣　西郷　従道

法制局長官　平田　東助

○貴族院　（明治33年２月17日）

産業組合法案（衆議院修正議決）第１読会

（明治33年２月22日）

産業組合法案の第１読会の続及び第２，第３読会――――可決成立

そこで，課題で触れたように，帝国議会の審議経過に沿って，政府当局の法案上呈の意図，法案にかんしての議員発言等を以下に，要記することにする。それと併せて，法案の内容の変化，それがもつ性格等についてもできるかぎり言及することにする。

1）明治24年上呈の信用組合法案

まず，第２帝国議会貴族院における，品川内務大臣の信用組合法案の提出の要旨説明を引用する。「……今日立法上又は行政上に於きまして自由交通の新経済社会に適当すべき組織を起こしまして実体上の進歩と法律制度の進歩と並進む様にすることが誠に必要……実際から必要を感じて来ておりまする……地方経済を維持し又其改良進歩を計ることが最も今日の急務であろうと存じまする，……全国の国民中十中の七八は小地主即ち小農又小商人又小さい職工……国家の土台となって居りまするものと考えます，……此要部なる中産以下の

人民は次第に其生産力の衰へます傾きがございまして……信用組合法案……は即ち此中産以下の人民のために金融の便を開いて低利に資本を使用することを得さしめ兼て勤倹自助の精神を興し以て地方の実力を養成せんとするの目的でございます，[1]……」（但し，用語で旧字体を現代表記にあらためた。また，傍点は筆者が符した。）と品川は，12月1日の貴族院本会議で，その所信を開陳している。尚，品川は，信用組合のもつ性格にかんして，同じくこの要旨説明のなかで，「……，然らば地方経済の基礎も堅固になり従って地方自治の精神も始めて発達し又法律制度の進歩は経済上の改良と並立ちて国家真正の進歩はここに至って其目的を達する事が出来ましょう……又信用組合の組織は欧米諸邦の実例はおいて間いませぬ，我国に於て由来既に其実例が沢山ございます，[2]」と述べて，「……頼母子講の如きも是も信用組合の一方法でございます，……藩政時代に各地に行われて居りました五人組……，就中……報徳社の如きは……殆どこれを信用組合の制度に異ならぬものと云うことが出来まするこれらの信用組合の組織も他の一般の進歩に従いまして今日の経済的に適すべき改良を計りませぬと其大いに発達を期し其堅固を望むことは難い事と存じます，[3]」と，その法案成立へのなみなみならぬ意思を披瀝している。

尚，この貴族院での審議は，次に，林宗右衛門議員や谷干城議員等が「…国利民福を増進する所の信用組合をこしらえようという法案であります，経済上目下焦眉の急務である」から，[4]特別委員会に付託するにしても，従来の9名ではなく，15名に増員することを提案した。このことは，賛成多数で承認されて，無記名投票の連記選挙が行なわれた。9名で構成する特別委員会は，議長に選任権があるが，増員の場合は，貴族院規則第47条によって，議員の無記名投票による選挙が必要とされていた。

このとき，総投票数は150で，15名の特別委員は，[5]得票数順でいくと，谷干城（92票），林宗右衛門（85票），富田鉄之助（66票），村田保（60票），三浦安（59票），由利公正（56票），小幡篤次郎（53票），小沢武雄（52票），箕作麟祥（51票），千家尊福（49票），渡辺甚吉（44票），山口尚芳（44票），藤村紫朗

1）『大日本帝国議会誌』（第1巻，p. 1160）
2）同　上　　p. 1160。
3）同　上　　p. 1160。
4）同　上　　p. 1161。
5）同　上　　p. 1161。

（43票），前田正名（39票），穂積陳重（36票），となって，選出された。

さて，貴族院における論議は，予算問題に端を発した政府と野党との間の対立によって，24年もおし迫った12月25日，衆議院が解散されて，審議未了となった。そして，翌25年２月15日，第２回臨時総選挙が行われたが，このとき，品川内務大臣は，野党勢力をおさえるため，配下の官憲を動員して，露骨な選挙干渉を各地ですすめた。が，結果は，野党の勝利となり，品川はその干渉の責めを負って辞任して，政治の表面からは大きく退りぞくこととなった。

ところで，上記の議会における品川の信用組合法案の要旨説明から，すくなくとも，次の三点は指摘できよう。

その第一は，明確な表現を以って，行政の円滑な施行という視角から，信用組合の必要性を説いていることである。つまり，その行政上の視角は，地方制度ないしは，「地方経済を維持し」充実を計るため，信用組合といった立法措置に向けられている，とみるべきであろう。

その第二は，したがって，信用組合の対象とするものに，「中産以下の人民」いわゆる封建経済から資本主義経済への移行に際し，その営業が危殆に瀕していた「小地主即ち小農又小商人又小さい職工」といった階層があてられていたことである。いわば，このことからも，農業なり商工業の産業育成政策というより，これら中産以下の諸階層の没落防止，保護をはかる方向に力点がおかれていると，みるべきではなかろうか。

また，第三は，信用組合の性格にかんして「勤倹自助の精神を興し」とか，報徳社の実例を敷衍させているなど，法案のもつ実質が，この点でも，産業育成というより，地方の中産以下の諸階層の保護といった行政の側からの視角が一貫している，とみるべきではなかろうか。

すなわち，第一，第二の点にかんしては，明治22年に公布をみた大日本帝国憲法はもとより，とりわけ国税徴収法の公布や，市町村制の施行といった一連の法制的整備が，一応の完成をみたことと関連させてみる必要があろう。いうまでもなく，品川にあっては，地方行政制度の基礎となるべき，自営農民及び手工業者の繁栄をはかり，その完全な運用を企図する点に信用組合設立の目的をおいたといってよかろう。しかも，行政機構と信用組合の緊密な連繋[6]に強い

6）奥谷松治著『近代日本農政史論』p．56。

期待を品川はかけているのである。

かかる信用組合に企図された目的は，品川の後継者と目される平田東助の産業組合政策のなかに，取り入れられていったのである。いわば，日本の産業組合にかんしての「官僚指導」の伝統的性格は，すでに，信用組合法案の審議経過の中に，如何なく顕示されているのを，見い出すこととなった。

そこで,たんなる産業育成政策ではなく,はるかに行政機構の整備充実と一体不離のものとして，内務省から信用組合法案が提出されていることの所以があろう。但し，当時の産業政策の衝に当っていた農商務省（明治14年設立）においても，本格的な農業政策というよりは，産業奨励の諸団体の組織や技術指導に重点的に，その施策がとられていたといってよい。例えば，産業奨励の諸団体としては，大日本農会（明治14年４月創立），大日本山林会（明治15年１月創立），大日本水産会（明治15年２月創立）などが，内務省に転ずる前の品川や，前田正名の集っていた農省務省の手で組織された。また，品川は他面で，農業技術の奨励事業である種々の博覧会，共進会等の組織にもきわめて熱心であったことを，付記しておこう。

第三の点にかんしても，多言を要しないが，品川の提出した信用組合法案は主としてドイツの法制[7]とくにシュルツェ式に拠っていたため，農村に適当する[8]のは，むしろライファゼン式であるとの立場から，農商務省の新進の官僚から批判されていた。

以上の若干の検討からも，品川の企図した信用組合法案は，地方行政制度の充実・発展が主題で，信用組合は，そのための手段として位置づけられよう。当時，農村を中心に，明治14年以降，松方デフレ政策の登場によって，いわば日本における原始的蓄積期の波が押し寄せ，小農を中心に分解，没落の危殆に瀕していたことは事実である。為政者の認識は，品川にみられる如く「勤倹自

7) 信用組合法案の母法は，1889年のドイツ生産及び経済法においている。
8) 品川の信用組合法案に対する批判――主として，農商務省の新進の官僚たる渡辺朔や，農学会で活躍した横井時敬たちであった。その批判の中心は，シェルツェ式は都市の中小商工業者に適する方法で，農民を対象とするならばむしろ農村において発達をとげたライファイゼン式によるべきであるとした。また，この信用組合法案では信用事業の単営であるが，農民経済の発達のためには，信用事業の他に，販売購買それに機械共同利用等の事業も兼営すべきであると主張。さらに，農業者の営業の改良発達を企図するなら，主務省は内務省より農商務省が適切であると，強烈な批判の論陣をはった。――例えば，高橋昌，横井時敬共著『信用組合論附生産及経済組合に関する意見』（明治24年刊）等が批判の代表的書物である。

助の精神」を説くにとどまり，産業育成ないしは，農業政策に含まれるものとしての産業組合は，明治20年代においては，未だ歴史の舞台には上っていなかったのである。

2） 民間からの信用組合法発布の請願

貴族院にたいして，明治29年1月28日，新潟県の平民水野禎三が，信用組合法発布の請願を行っている。彼は，農業部門への信用事業の拡張の必要について，「……各国立銀行営業満期近きにあれば，之れが善後の策を講ずるに予め信用制度の拡張を図るは最も必要なり……現行の銀行制度は商行業者の金融を利するに足るも農業者は概ねその利益を受くることなく殊にその細民に至っては肥料その他農事改良に必要なる資本器具を得るの途なく……[1]」と，訴えている。

また，同年2月25日，静岡県の平民高瀬牧太郎外21名が，同じく貴族院にたいして，信用組合法制定の請願を行なっている。高瀬らは，おそらく報徳社系に属するのか，または，品川らの指導をうけて，信用組合を設立したものと考えられるが，本稿では詳らかにはしえない。高瀬らは，「現時我国の状況を観察するに貯蓄未だ進まず金融未だ円滑ならず殆ど摂養欠くるあり，この時に当り貯蓄の念を涵養し生産の元資を豊富にし以て実業の発達を期するに，……請願人等は明治24年，信用組合を私設し……」と，訴えて，法的整備の必要を説いている[2]。

これら民間の側からの信用組合法制定の請願の動きは，注目に値するが，とくに，新潟県の水野の呈出した意見書は，当時の農業の当面していた問題の一端を，知らしめるものといえようか。

3） 明治30年（第1次）産業組合法案

先述したように，日本における協同組合立法の嚆矢は，明治24年の信用組合法案の帝国議会貴族院上呈にあるが，国会解散，及び法案の提出者たる品川の内務大臣の辞任によって，十分な審議をみないまま，時が経過していった。

しかし，この間にあっても，農商務省においては，従来の産業奨励の団体組

1） 『大日本帝国議会誌』（第3巻，p. 1,018）
2） 同上　　p. 1,112。

織や農業技術奨励の諸事業の振興といった施策から，次第に，資金的裏づけをもった施策を本格的にとりはじめるようになってきた。とくに，明治29年には日本勧業銀行法及び農工銀行法が議会で成立をみて，公布に移され，農工業小生産者にたいする金融の一端が開かれた。

そして，これらの特殊銀行には，政府の特別の保護が与えられることとなった。しかし，農工銀行といえども，一般小生産者[1]にたいする金融機関としては十全なものではなく，あらたな経済機関の必要が，現実の問題となってきた。

そこで，協同組合にかんする立法準備が[2]，品川の信用組合法案を批判した渡辺朔（当事農務局農事課長）と織田一（当事，参事）といった農商務省の官僚の手に移されていた。

さて，周到な準備のもとに，（第１次）産業組合法案は，明治30年２月18日第10帝国議会貴族院の審議にかけられ，第１読会がもたれた。先ず，この産業組合法案の骨子について，みてみることにする。

法案は，全文67条で，第１条において，産業組合の種類として，信用組合，購買組合，販売組合，製産組合，使用組合の五つとなっている。第２条では，組合は法人組織とし，有限又は無限責任とした（明・24信用組合法案も有限と無限責任の二つを設けていた）。

また，組合の資本にかんしては持分で構成され，持分一口の金額は10円以上とし，平等に定めることとなった（第15条）。第25条においては，組合員の持分は５口以上所有することは，できないと規定された（明・24信用組合法案では持分は１組合員につき１口としていたが，有限責任の組合では，３口まで所有が認められていた）。

尚，組合の創立は，第８条で７人以上で可とされた（明・24信用組合法案では10人以上）。第４条では，原則として，組合の区域は１市町村以上にわたることを不可とした（明・24信用組合法案においても同様）。但し，この（第１

1) 農工銀行の業務規定には，「20人以上の農業者又は工業者申合せ連帯責任を以て借用を申出でたるときは，５ヶ年以内に於て定期償還の方法により無抵当貸付をなす」ことが定められていた。

2) 農商務省の協同組合立法の準備――明治29年及び31年の２回にわたって，全国の協同組合的団体の調査を実施した。尚，第10帝国議会で，藤田四郎政府委員は，信用組合が101，購買組合が21，販売組合が81，製産組合が８，使用組合が９と述べている。
また，立法準備の作業の一つに，『独逸帝国現行産業及経済組合法』の翻訳刊行もあった。

次）産業組合法案は，明・24信用組合法案と同様に1889年ドイツ産業及び経済組合法を母法としていた。もっとも，信用組合法案に向けられた，いくつかの批判された点については，改められていた。この産業組合法案では，五種兼営も禁ずるところではなかったが，消費経済にかかわる購買，利用等の事業は，母法とは異って，認められてはいなかった。

つぎに，この産業組合法案の貴族院第1読会における論議に，検討を加えてみる。まず，山県内閣，榎本農商務大臣の法案の要旨説明をとり上げてみる。榎本は，「……，産業は国家経済の根源でありまするから，従ってその盛衰は国運の消長に大関係があります……目下我邦産業社会の有様を見渡しまするにある一部の工業を除くほかは大抵皆中等以下に位する人民の製産に係るものでありまして……これらの中等以下の産業者は概ね皆資産に乏しくて……先ず第一に彼等の金融を円滑ならしめさらに進んで勤倹貯蓄の便利を与え又営業上の費用を節しましてその産物をなるべく画一整頓ならしむることを奨励致させませねばなりませぬ，……勧業・農工両銀行の如きも……その利潤の及ぶ区域と申すものはおそらくは大資本家に止まりまして，中等以下の産業者には普及致さぬ感がありまする，……中等以下の産業者間に信用組合を設けまするとに，共同購買，共同販売，共同製造及び共同使用この四種の組合を設けまして……相互に連絡を致して大いにその各自の業を改良発達を得せしめんがために[3]……」と，法案の趣旨に触れている。

榎本の趣旨説明は，ひとまず措くとして，貴族院第1読会における政府当局と各議員の発言等について，『帝国議会誌』から引続きみてみる。

この第1読会において，大要記すると，藤田四郎政府委員と男爵藤村紫朗議員との間の質疑応答同じく藤田委員と男爵末松謙澄議員との間の質疑応答に代表させることによって，含まれている問題点を探り出したい。

(イ) 藤田四郎政府委員と藤村紫朗議員との間の質疑応答から，

藤田委員は，政府の提案の中には，肥料とり扱いが購買事業の範囲に含まれていないが，どうするか，という質問にたいして，肥料なども生産に要する原料に入るものであるから，当然，購買事業の範囲に含まれる，と答えている。

3) 『大日本帝国議会誌』（第4巻，p. 28）

また，農工銀行から産業組合にたいして無抵当で貸付可能と考えられるが，この産業組合法案第6条で「農業者，工業者，水産製造業者より成立する無限責任組合」の項にかかわって，水産製造業者への融資は，農工銀行法に抵触しないか，との問に，藤田委員は水産製造業者は，「陸に於てなす所の水産製造業」[4]に限定して，可となる，と答えている。

さらに，組合の区域を，一市町村内を旨とすることにかんして，藤田委員は「互いの対人の信用，相互の信用が能く密着して居る所の人の利便を計るというのが目的で，……なるべく一市町村以上に亘らせぬ方針」[5]と答えている。

(ロ)　藤田四郎政府委員と末松謙澄議員との間の質疑応答から

末松議員は，組合への加入は，任意であるのか，強制であるのか，と問い，さらに，組合の業務は，私法上で行なうのか，公法上で行なうのか，と。また当時の社会情勢の反映[6]であろうか，末松は，「……第一条に挙げてあります（注，五種の事業を指す）……売物買物などというものは総て組合でやろうという様なことの様になって居ります，……こうしますと……自由に各人が発達して行く時分には買いたいものは買い，売りたいものは売るという一体社会の有様を一変してなるべく共同的にしようという趣意の様であります。若しもこの主意を段々論究して行ったなればあるいは社会的組織を日本に現出する目的であらずやという疑が殆ど出て来るのでございます[7]，」と，彼の発言は長広舌に及んで近衛篤麿議長から，たしなめられるなどしている。

そこで，藤田委員は，「ひっきょう経済上の組合でございますから，……町村の中で人の希望に依って立つべきもの[8]」と，組合加入は任意である，と答えている。また，組合の業にかんして，「商法の株式会社の規定を準用すること[9]」になっている，ということから，私法か公法かを云々することは，意味のないことと，藤田は，答えている。

さらに，藤田は，「社会主義を蒔くという様な御考えでございましたが，こ

4)　同上，　p. 29。
5)　同上，　p. 29。
6)　明治30年，片山潜らを中心に労働組合期成会が成立し，翌年には，日本鉄道でストライキがおこるなど，日本資本主義の確立期における，資本と労働との矛盾が，早くも顕現していた。
7)　『大日本帝国議会誌』（第4巻，p. 29）
8)　同上，　p. 30。
9)　同上，　p. 30。

ちらの目的に寧ろそういうものは早く起らぬ方になろうと思っております[10]」と明確に答えている。

また，藤田委員は，他議員の質問に答える中で，農工銀行の融資を可能とするものは，抵当を有する無限責任の組合であると述べている。さらには，この法案では，組合の兼営が可であることも，くり返し説明している。

尚，この貴族院第1読会は，ついで，法案検討を行なう特別委員15名を選出することを承認して，その幕を閉じている。この特別委員会での議論の内容は資料の制約上，詳らかではないが，委員会の審議は難航[11]をきわめ，この産業組合法案は，未成立に終った。

以上，産業組合法案の第10帝国議会での審議をみてきた訳であるが，以前の信用組合法案と比較してみて，この両者にいくつかの差異を見い出すことができよう。

まず，この産業組合法案にかんして言いうることは，先の信用組合法案は，内務行政＝地方行政制度の拡充が企図されていたのと対照的に，農業政策ないしは，榎本の言葉を借りるまでもなく，中産以下の小生産者層の営業の改善，向上といった産業育成政策との関連がより明確にうち出されている，といってよい。すなわち，産業組合立法の基礎が，農業者に適当とされるライファイゼン式に拠っており，政策当局者も，勧業，農工両銀行をもってしては，十全な発展を期しがたい小生産者層への金融をはじめとする種々の施策を企図していることからも，ようやく，農業政策（従来の，農業団体組織や技術奨励には止どまりえぬ，という意味での）の俎上に，協同組合が，措かれることになった，と評価してよかろう。

もっとも，末松議員の発言のなかで，産業組合の業務について，公法上か私法上に拠るものなのか，等々と執拗に質している。これは，当時の「体制的矛盾の表現としての沈衰期[12]」を経て，産業資本の確立期にあった日本資本主義を反映して，営業の自由の観点[13]から，協同組合を社会経済の組織化と捉えたためであろうか。

---

10) 同上　p. 30。
11) 奥谷松治著『日本協同組合史』p. 76。
12) 平野義太郎著『日本資本主義社会の機構』p. 347。
13) 末松は，協同組合立法が「一方の商業の発達を大いに妨げる」し，「組合にしたからといって大いに殖産興業が発達するということはない」と，強固に反対意見を述べている。（『大日本帝国議会誌』第4巻，p. 30）

4）衆議院議員中埜広太郎等による信用組合設置に関する建議案[1)]

帝国議会においては，第13議会の衆議院で，明治32年2月18日，中埜ら4名の手で，かかる建議案が提出された。中埜は，その趣旨説明のなかで，信用組合はますます必要であるとし，政府にたいして，早く法案を提出せよ，と迫っている。次いで，西村淳蔵議員が，本案を9名の議長指名の委員に検討を付託することを提案し承認された。

次いで，同年2月24日，中埜外4名による信用組合設置に関する建議案特別委員会の報告がなされた。寺田彦太郎委員長は，全会一致をもって，本案を可決すべきものと決した旨報告し，承認された。[2)]

さて，既に貴族院で，産業組合法案が審議されているにもかかわらず，衆議院で，信用組合の設立が提唱されているのを，どう理解すべきか。先の民間からの請願と比較して，検討することが，必要かもしれない。

5）産業組合法の制定

信用組合法案が，帝国議会に上呈されてより10年目に，いくたの迂余曲折を経ながらも，産業組合法として，日本の協同組合立法は，公の場に登場することとなった。

すなわち，山県内閣の手で，第14帝国議会に，産業組合法案は，上呈された。法案は衆議院で審議され，政府案の修正議決がなされて，貴族院へ送付された。衆議院では，明治33年2月17日に可決され，貴族院では2月22日に可決された。ここに，産業組合法は，3月7日，法律第34号をもって公布され，同年9月1日施行のはこびとなった。

衆議院での審議をみると，先ず，明治33年2月9日，産業組合法案の第1読会が行なわれた。これは，恒松隆慶議員が緊急動議として，18名の特別委員の議長指名による選任を要請した。そして，この緊急動議は，承認された。

さらに，2月15日になって，法案の第1読会の続きが行なわれた。特別委員会の塩田忠左衛門委員長が，「（委員会は，政府原案を）最も中産以下の者に

1）『大日本帝国議会誌』（第4巻 p. 1,910）
2）同上　p. 1,973。

必要と[1]」認めた旨，報告した。但し，塩田委員長は（「法案第1条5項の）前各号に掲げたる事業の外勅令を以って指定したる事業をなすこと」の項を，削除することについても指摘した[2]。この削除の理由は，勅令は政府が必要のとき発令できるものであるから，それを敢えて条文に加えることは，徒らに，「勅令が法律を凌賀するから[3]」削除してかまわぬ。という立場をとっていたことにある。

次に，衆議院における法案審議で，産業組合には所得税及び営業税を課さない，と修正が加えられているのである。

すなわち，塩田委員長は，要旨，産業組合に一般の所得税を課すということは，一般公衆にたいしても営業をなすと看做してあるようで，組合員の便宜の範囲内で事業を行なうという，この立法の趣旨にもとることになる，と述べている。さらに，塩田委員長は，農工銀行への政府の保護等に触れつつ，「特にこの産業組合に於ては，政府が保護するという点は甚だ少いから[4]」，これらの課税を免除する位の保護を与えて然るべき[5]」と，非課税修正をなした根拠に，言及している。また，その他の条文にかんしては，政府原案どおり，満場一致の承認をみたことも，報告された。

かくて，第2読会第3読会も省略されて上述の如く政府提出原案を，修正議決して，貴族院に送付された。

衆議院から修正議決されて送付された，産業組合法案は明治33年2月17日，貴族院の第一読会にかけられた。

同法案の骨子は，明治30年の産業組合法案と，大差はなかったが，組合の種類に変更が加えられていた。以下，法案の特徴を摘記する。

まず，産業組合法案は，全文90条から成っており，その第1条において組合の種類を信用組合，販売組合，購買組合，生産組合の4種とされた。但し，信用組合と他組合との兼営は不可となった。この第1条が，30年の法案と大きく異なる点である。

また，同じく第1条の3項で，購買事業の中に「生計ニ必要ナル物」として生産に必要な原料品の共同購入の他に，消費経済にかかわる購買事業を認めた

1) 『大日本帝国議会誌』（第5巻，p.713）
2) 同上　p. 713。
3) 同上　p. 713。
4) 同上　p. 713。
5) 同上　p. 713。

ことも，付記しておかねばならない。さらに，30年の法案では，製産組合と使用組合とあったものを，この法案では，両者を，生産組合として第1条の4項に定められた。

次に，第2条では，無限責任，有限責任，保証責任の3種まで，認めている。先述したように，第6条において，所得税及び営業税を不課にすることが明記されている。

また，第17条においては，組合員の出資口数は1口以上とし，10口以下と定められた。

そして，最後の第90条で，北海道の産業組合については勅令によって，別途の規定に従う旨，記されている。

以上，法案の骨子及び30年の法案との比較について，摘記してみた。

つぎに，貴族院の第一読会での論議をまとめることにする。まず，和田彦次郎政府委員が，法案の趣旨説明を行っている。

和田は，第一に，中産以下の農工業者の生産に要する資本に，低利資金の供給をはかること，第二に，勤倹貯蓄の美風の涵養をはかること，第三に，組合員共同一致の力によって「中農若しくは大農の働きを漸次に得せしめたい」といった3点にわたって，法案の企図するものを，開陳している。

さらに，和田は，法案第1条の内容にかんしての，村田保議員の質問に答えて第1読会は，終っている。

法案の第1読会の続，第2読会，第3読会が，2月22日に行なわれている。これらでの，論議の大要は，衆議院で修正を受けた部分に向けられていた。ともかく，明治30年の法案審議のときみられた，貴族院の根強い反対の見解は，みられなくなっている。

もはや，貴族院の大勢は，谷干城特別委員長の「詰り何分十分とは思わぬけれども，先ずこの衆議院の修正案の通りで堪えるよりほかに仕方あるまい[6]」との報告に，代表されようか。

ここでは，岡野敬次郎委員が，曽我祐準議員や村田保議員の，所得税，営業税非課税のことや，使用組合を生産組合に含めたこと等々についての質問に答えている。

所得税，営業税の非課税について，岡野は「組合員の経済の発達を図るとい

6)　『大日本帝国議会誌』　p. 335。

うのが目的[7]」であると，組合の非営利性について，くりかえし説明を加えている。また，使用組合を生産組合に含めることにかんして，村田議員は，あくまで使用組合は残すべきである，として，修正案まで提出しようとしたが，院の大勢の容れるところではなかった。いわば，条文解釈の上で，生産組合に使用組合を含めることに難色を示したものである。

岡野は，要旨，生産に機械を利用するが，その際，機械は使用の範囲に止どまるものでなく，むしろ生産組合のなかに含める方が妥当との説明をしている

その他，信用組合の区域を市町村の区域内に限定していること等について，岡野から答弁されている。

村田議員が，法案の再附託を提案したのにたいし，谷干城や平田東助が立って，法案の早期成立を促した。

とくに，平田法制局長官は，「……産業組合は既に本院へ二回も出ましたことでありますがこの経済上の上に於きまして小資本の人民の多い我国に於きましては到底今日のままにこれをいたしておきましたことならば遂に生産社会の発達を望むことは出来ませぬに依って，かくの如き法律を設けまして成るべくかくの如き資本のものを保護して生産社会の発達を益々進める[8]」と述べ，法案成立を強く促している。

貴族院は，これを受けて，村田の再附託提案をしりぞけ，第2,第3読会も異議をはさむ者なく，ここに，産業組合法案は，ようやく成立を迎えたのである。

以上，この明治33年制定をみた産業組合法案にかんして，その骨子の特徴点法案審議の内容等について，ひとわたり触れた。

第一に，より鮮明なかたちで，農業政策と産業組合との関連が強められている，といえる。ここで，農業政策の対象としたのは，封建的生産様式を基礎とするおくれた農業を，一方で，その再生産軌道を定置しつつ飛躍的発展を示す資本主義的生産に適応させることにあった，とみてよかろう。

少くも，帝国議会における論義からも，かかる農業政策[9]との関連にある産業組合の位置をうかがい知ることができる。

---

7) 『大日本帝国議会誌』　p. 336。
8) 同上　p. 339。
9) 産業組合法制定前後に，種々の農業関連立法がうち出されており，農業政策＝小生産者保護育成政策の積極性を，示すものといえよう。例えば日本勧業銀行法，農工銀行法（明29），蚕種検査法，種牡馬検査法，森林法等（明30），耕地整理法，肥料取締法，農会法等（明32）が，あげられよう。

Ⅲ　小括――今後の課題――

いうまでもなく，本稿においては，帝国議会両院における，産業組合立法の審議経過を中心に，その有する問題点をあとづけることを目的としている。

かかる視点から，次の3点が，今後に残されるべき課題である。本稿では，触れる余裕のなかった農業問題（産業組合法制定にいたる約10年間にわたっての）の解明を基礎におくことによって，三つの課題の相互関連もはかられ，産業組合のもつ問題も深められよう。すなわち，その第一は，明・24信用組合法案において，内務省の地方行政制度拡充が優先していることと，また，二次にわたっての産業組合法案においては，農業政策との関連が強化されている，ということの客観的な意味について，深い検討が必要である，ということに収斂しよう。

第二に，第一とも関連するが，明・24信用組合法案では，小農小工小商民階層の没落防止に（行政制度拡充が優先とはいえ）力点をおいている。一方，明・33産業組合法案では，政府当局者の言明の中に，小農の生産力向上を企図している，とみられる部分がある。

従って，明治20年代から30年代にかけての産業資本の確立期に照応して，本格的な農業政策の展開の画期をなすものとして，産業組合法の制定の意義を，おくべきか。

第三に，帝国議会両院での政府当局者，及び発言議員の階級的基盤等について，解明する必要がある。

これら3点にわたっての産業組合法制定のもつ問題点を，究明していくことによって，戦前の日本における協同組合のもつ性格，機能等の研究への途をつけたい，と意図するものである。